平成１６年（排）第１８号

排　除　命　令　書

滋賀県彦根市松原町字網代口１４３５番地１３
株式会社クリスタル介護施設センター
同代表者　代表取締役　嶋　岡　　学

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社クリスタル介護施設センターは，一般消費者の誤認を排除するために，同社が営む「ケアファースト彦根」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し行った次の(1)ないし(3)の各表示は，いずれも事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示するとともに，同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年５月ころまでの間に入居希望者に配布したパンフレット及び遅くとも平成１４年１１月ころから平成１６年６月ころまでの間にインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしたホームページにおいて行った，同老人ホームの職員が医療機関に入院中の同老人ホームの入居者に対して食事介助及び身体の清拭を行うかのような表示

(2) 前記パンフレット，前記ホームページ，前記パンフレットに添付して入居希望者に配布した「入居費用のご案内（個室）」と題する文書及び「入居費用のご案内（夫婦部屋）」と題する文書，平成１５年１０月３１日付け

の有料老人ホーム重要事項説明書，平成１６年４月１日付けの有料老人ホーム重要事項説明書並びに平成１６年４月ころから同年６月ころまでの間に入居希望者に配布した特定施設入所者生活介護重要事項説明書において行った，同老人ホームにおいて，常時，２４時間の看護体制を採っているかのような表示

(3) 前記パンフレット，前記ホームページ及び平成１３年４月ころから平成１６年６月ころまでの間に入居希望者に配布した管理規定において行った，同老人ホームにおいて健康診断を定期的に実施するかのような表示

2　株式会社クリスタル介護施設センターは，前項記載の各表示に係る「ケアファースト彦根」と称する有料老人ホームの提供するサービスの内容についての表示内容と実際の同老人ホームの提供するサービスの内容とを適合するように講じている改善措置の内容を，同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

3　株式会社クリスタル介護施設センターは，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームにおいて提供するサービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社クリスタル介護施設センターは，第１項に基づいて行った公示及び通知並びに第２項に基づいて採った通知について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社クリスタル介護施設センター（以下「クリスタル」という。）は，肩書地に本店を置き，滋賀県彦根市において「ケアファースト彦根」と称する有料老人ホーム（以下「ケアファースト彦根」という。）を営む事業者である。

クリスタルは，株式会社クリスタルケアファーストが平成１６年１月８日に商号を変更したものであり，また，株式会社クリスタルケアファーストは，株式会

社ケアファーストが平成１４年１０月２５日に商号を変更したものである。

2　クリスタルは，ケアファースト彦根の入居者の募集に関し，ケアファースト彦根の施設の概要，入居の条件，入居費用，介護サービスの内容及び費用，介護にかかわる職員体制等を，同社が作成するパンフレット，有料老人ホーム重要事項説明書，特定施設入所者生活介護重要事項説明書，管理規定等に記載して入居希望者に配布しているほか，同社がインターネット上に開設するホームページに記載し，一般消費者に対し，閲覧可能な状態にしている。

3 (1) クリスタルは，ケアファースト彦根の入居者に対して行う介護サービスについて，遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年５月ころまでの間に入居希望者に配布した「介護付有料老人ホーム　ケアファースト彦根　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ　ご案内」と題するパンフレット及び遅くとも平成１４年１１月ころから平成１６年６月ころまでの間にインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしたホームページにおいて，「入・退院時の対応」と大きく記載した上で，その下に「●入院中の訪問」と題して，「施設の看護婦が交代で、食事介助・身体の清拭・洗濯物の取り替え・消耗品等のお届けの援助を、ご家族の方に代わって積極的に提供します。」と記載することにより，あたかも，入居者が医療機関に入院している間には，ケアファースト彦根の職員が，入居者に対して食事介助及び身体の清拭を行うかのように表示していたが，実際には，ケアファースト彦根の職員は，医療機関に入院中の入居者に対して食事介助及び身体の清拭のいずれも行っていない。

(2) クリスタルは，ケアファースト彦根における夜間の看護体制について

ア　前記パンフレット及び前記ホームページにおいて，「医務室」と記載した上で，その下に「２４時間常勤の看護婦が、随時、血圧を測定し、日常の健康管理、医療相談など、ご入居者様の健康維持をお手伝いいたします。」と記載し，また，「医療・看護《健やかなる日々》」と大きく記載した上で，「「まさかの時にも安心」な看護婦、介護職員の専門スタッフが２４時間、３６５日万全の体制を整えて、皆様の健康を継続的かつ専門的に生涯にわたって看護いたします。」と記載し，さらに，その下に「●一時看護室での対応」と題して，「ケガや発熱時、退院の後、一時的に体調がすぐれない際に、昼夜を通じて看護婦が看護にあたります。ケアステーション前に設けられているので、常時状態が観察出来ますので、安心してお過ごし頂けます。」と記載し

イ　前記パンフレットに添付して入居希望者に配布した「「ケアファースト彦

根」入居費用のご案内（個室）」と題する文書及び「「ケアファースト彦根」入居費用のご案内（夫婦部屋）」と題する文書において，中段に大きく「〈ケアファースト彦根はご入居者様の「安心の介護」と「ゆとりある暮らし」を全力でサポートさせて頂きます。〉」と記載した上で，「☆介護・看護の２４時間体制の充実サービス」と記載し

ウ　平成１５年１０月３１日付けの有料老人ホーム重要事項説明書及び平成１６年４月１日付けの有料老人ホーム重要事項説明書において，「２．施設概要」と題して，「ナースコール等緊急連絡・安否確認」の項に「夜間は、夜勤介護・看護スタッフが常駐・巡回」と記載し，また，平成１６年４月ころから同年６月ころまでの間に入居希望者に配布した特定施設入所者生活介護重要事項説明書において，「３．主な設備等の概要」と題して，「ナースコール等の緊急連絡・安否確認」の項に「夜間は、夜勤介護・看護スタッフが常駐・巡回」と記載することにより

あたかも，ケアファースト彦根において，常時，２４時間の看護体制を採っているかのように表示していたが，実際には，平成１５年５月１日から平成１６年４月３０日までの間において，ケアファースト彦根の看護職員が夜間勤務していない日が１０８日あり，ケアファースト彦根において，常時，２４時間の看護体制を採っていなかった。

(3) クリスタルは，ケアファースト彦根における健康管理体制について，前記パンフレット及び前記ホームページにおいて，「医療・看護《健やかなる日々》」と大きく記載した上で，その下に「●健康診断実施」と題して，「継続的に管理チェック行います。」と記載し，また，平成１３年４月ころから平成１６年６月ころまでの間に入居希望者に配布した管理規定において，「第４章　サービスの内容」と題して「第１６条　健康管理サービス　入居者の日常の健康管理を行う上で、定期健康診断を年２回行います。」と，「健康管理サービスの内容」と題して「１．健康診断　(1)年２回実施します。　(2)健康診断の内容は、次のようになります。　血液検査、尿検査、レントゲン、心電図、感染症検査」と，それぞれ記載することにより，あたかも，入居者に対する健康診断を定期的に実施するかのように表示していたが，実際には，協力医療機関の医師による問診，聴診及び触診を月に１回実施しているにすぎず，健康診断を実施していなかった。

4　本件について，当委員会が景品表示法の規定に基づき調査を開始したところ，クリスタルは，平成１６年８月ころ以降，ケアファースト彦根における夜間の看

護体制，健康管理体制等について，改善措置を講じている。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，クリスタルは，ケアファースト彦根において提供するサービスの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第２条の規定により，同法附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとされる改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものより著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について適用することとされる景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１６年１０月１８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄